給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第２号

名古屋市名東区牧の里２丁目1404番地　メゾン牧の里206号

再生債務者　山岡　崇人

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年７月７日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年８月３日まで

平成28年７月13日

名古屋地方裁判所民事第２部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第１００００１号

東京都西東京市芝久保町１丁目５番８－302号

再生債務者　小島　香織（旧姓谷）

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年５月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年７月14日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（再ロ）第１号

秋田市新屋北浜町２番31号

再生債務者　佐々木嘉一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年７月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年７月12日

秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（再ロ）第１号

仙台市青葉区旭ケ丘２丁目44番25－202号

再生債務者　佐々木芳夫

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年７月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年７月14日

仙台地方裁判所第４民事部

平成２８年（再ロ）第１００００２号

栃木県宇都宮市川田町407番地１

再生債務者　小野塚浩次

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年７月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年７月14日

宇都宮地方裁判所第１民事部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成２６年（再ロ）第６号

長野県塩尻市大字塩尻町435番地25

再生債務者　小松　好光

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成27年４月28日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成28年７月13日　長野地方裁判所松本支部

企業年金基金清算結了公告

当企業年金基金は、平成28年７月11日関東信越厚生局長の承認により清算を結了したので、確定給付企業年金法施行令第63条第２項の規定に基づき公告します。

平成28年７月25日

東京都中央区銀座７丁目４番17号

電通企業年金基金

清算人　村井　　伸

企業年金基金清算人退任公告

当企業年金基金は、平成28年７月11日をもって清算結了の承認を受けたので、確定給付企業年金法施行令第59条の規定に基づき、次のとおり公告します。

1．清算人氏名　村井　　伸

2．住所　東京都新宿区西落合４丁目25番16－505号

平成28年７月25日

東京都中央区銀座７丁目４番17号

電通企業年金基金

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年九月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙)　http://www.toei.co.jp/annai/

平成二十八年七月二十五日

東京都中央区銀座三丁目二番一七号

(甲)　東映株式会社

代表取締役　多田　憲之

京都府京都市右京区太秦西蜂ケ岡町九番地

(乙)　東映太秦映像株式会社

代表取締役　新広　克明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。各社の株主総会の承認決議は、平成二十八年七月十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から平成二十八年八月二十七日までにお申し出下さい。

1．清算人氏名　村井　　伸

2．住所　東京都新宿区西落合４丁目25番16－505号

平成28年７月25日

東京都中央区銀座７丁目４番17号

電通企業年金基金

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年九月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年七月十一日

掲載頁　五十六頁（号外第一五三号）

(乙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年七月十一日

掲載頁　五十六頁（号外第一五三号）

(丙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年七月十一日

掲載頁　五十六頁（号外第一五三号）

平成二十八年七月二十五日

静岡県島田市向島町四六一八番地

(甲)　川崎工業株式会社

代表取締役　川崎　康司

静岡県島田市向島町四六一八番地

(乙)　株式会社川崎機材センター

代表取締役　川崎　泰司

静岡県島田市向島町四六一八番地

(丙)　株式会社カワサキ機器

代表取締役　川崎　泰司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)(乙)

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年七月十一日

掲載頁　五十七頁（号外第一五三号）

平成二十八年七月二十五日

広島市中区白島北町一一番一二号

(甲)　株式会社山陽フアミリー

代表取締役　在木美由紀

広島市中区白島北町一一番一二号

(乙)　株式会社広島メール

代表取締役　在木美由紀

なお、各社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年七月十一日

掲載頁　五十六頁（号外第一五三号）

(乙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年七月十一日

掲載頁　五十六頁（号外第一五三号）

(丙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年七月十一日

掲載頁　五十六頁（号外第一五三号）

平成二十八年七月二十五日

静岡県島田市向島町四六一八番地

(甲)　川崎工業株式会社

代表取締役　川崎　康司

静岡県島田市向島町四六一八番地

(乙)　株式会社川崎機材センター

代表取締役　川崎　泰司

静岡県島田市向島町四六一八番地

(丙)　株式会社カワサキ機器

代表取締役　川崎　泰司